

市民税・県民税（随時課税）の延長後の納期限決定のお知らせ

東日本大震災により多大な被害を受けられた方におかれましては、心よりお見舞いを申し上げます。

横浜市では、東日本大震災の発生を受けて延長していた、平成23年3月11日に指定地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県）に住所等を有していた方に対する、災害の発生日以降に到来する市民税・県民税の納期限について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

【延長後の納期限】

- 1 平成23年3月11日において、青森県及び茨城県に住所等を有していた方（[平成23年6月24日市告示343号](#)）

納 期	本来の納期限	延長後の納期限
平成22年度3月随時	平成23年3月31日（木）	平成23年7月29日（金）
平成23年度4月随時	平成23年5月2日（月）	
平成23年度5月随時	平成23年5月31日（火）	
平成23年度6月随時	平成23年6月30日（木）	

※平成23年度7月随時以降の納期限に変更はありません。

- 2 平成23年3月11日において、岩手県、宮城県及び福島県に住所等を有していた方（[平成23年9月22日市告示466号](#)）

納 期	本来の納期限	延長後の納期限
平成22年度3月随時	平成23年3月31日（木）	平成23年10月31日（月）
平成23年度4月随時	平成23年5月2日（月）	
平成23年度5月随時	平成23年5月31日（火）	
平成23年度6月随時	平成23年6月30日（木）	
平成23年度7月随時	平成23年8月1日（月）	
平成23年度8月随時	平成23年8月31日（水）	
平成23年度9月随時	平成23年9月30日（金）	

※平成23年度10月随時以降の納期限に変更はありません。

【お問い合わせ先】

ご不明な点などがありましたら、横浜市在住時の住所地の区役所税務課市民税担当までお問い合わせください。